

15 学校内の不審者への対応マニュアル

日常の教育活動中における対応

不審者侵入防止のための対策

①校門	②校門から校舎	③校舎の入り口
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の登校終了～下校開始までは、閉門し、来訪者がある時のみ開閉する。 ・校門は最後の勤務終了者が施錠し、最初に来た勤務者が開錠することとする。 ・保護者や地域の方等、よく学校への出入りのある方には、門の開閉を自分でするように呼び掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の登校終了～下校開始まで、外部からの入り口は、正門および裏門のみとする。 ・来訪者の外部から校舎に入る時には、必ず本館中央玄関を通るよう、中央玄関以外の入り口には、「来校の際には、中央玄関からお入りください。」の案内を掲示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の出入り口を限定するために、外部からの校舎の入り口は、本館中央玄関のみとする。 ・玄関入り口事務室前に受付簿を設置し、来訪者の管理をする。

